

22 愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号。以下「改正省令」という。）附則第2項中に規定する各種学校を含む。以下「高等学校等」という。）のうち、愛知県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）の行う授業料軽減事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（以下「国要綱」という。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 前条に規定する事業の内容及びその対象者並びに補助金の額は、別表1及び別表2に定める。

(申請手続)

第3条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合はあらかじめ変更交付申請書（様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

第8条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を減免しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。

(事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次に掲げるものとする。

愛知県私立高等学校等新修学支援金補助金実績報告書(様式第3号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1(第2条関係)

区分	対象事業	支給額
一 (新入生等)	高等学校等の生徒であつて、次の一から五までのすべてに該当する者(以下この項において「支給対象者」という。)に対して、設置者が実施する授業料軽減事業 一 日本国内に住所を有する者 二 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は終了していない者 三 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超えていない者 四 令和8年4月1日以降に高等学校等に入学した者 五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号。以下「改正法」という。)の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者(法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法	授業料軽減は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等(新修学支援金の受給資格の認定に係る高等学校等をいう。以下同じ。)に在学する月について、月を単位として実施されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が別表2に掲げる支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とする。 また、支給対象者の保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して実施する授業料軽減の額は、「別表2に掲げる支給限度額に同表に掲げる加算額を加えた額」とする。

	(昭和26年政令第319号) 別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。) ※三における期間は、その初日において高等学校等に在籍していた月を1月(その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等(高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2号第2項で定めるものに限る。)をいう。)であった月については、1月の3/4に相当する月数とする。)として計算する。(次項において同じ。)	
二 (在校生)	高等学校等の生徒であつて、次の一から四までのすべてに該当する者(以下この項において「支給対象者」という。)に対して、設置者が実施する授業料軽減事業 一 日本国内に住所を有する者 二 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は終了していない者 三 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超えていない者 四 改正法附則第2条第2項若しくは改正省令附則第2項に該当する者のうち、その保護者等の収入の状況に照らして、当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者、又はそれに相当するものと認められる者	授業料軽減は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として実施されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が別表2に掲げる支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

別表2 (第2条関係)

		1人当たり補助額	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合 ※通算74、年間30単位まで
高等学校 全日制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
	加算額	23,100円/月	11,228円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位

中等教育学校 後期課程	支給限度額	9, 9 0 0円／月	4, 8 1 2円／単位
	加算額	2 3, 1 0 0円／月	1 1, 2 2 8円／単位
専修学校 高等課程	支給限度額	9, 9 0 0円／月	4, 8 1 2円／単位
	加算額	2 3, 1 0 0円／月	1 1, 2 2 8円／単位
各種学校	支給限度額	9, 9 0 0円／月	—
	加算額	2 3, 1 0 0円／月	—